

令和8年度ドローン操縦に係る体験会開催委託業務

業務仕様書

令和8年5月

岩手県

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

大船渡地域（大船渡市、陸前高田市、住田町）の水稻の病虫害防除は、地域外の防除事業者への委託にかかる調整を担ってきた組織が令和6年度末で解散したことから、地域内での新たな防除体制の確立が求められている。また、当地域は、内陸部に比べて女性や若者の社会減が多いことから、定住者増に繋がる職場の創出が求められている。

このため、新たに水稻防除を担う人材の確保・育成にかかる取組の一環として、女性や若者等を対象にした「ドローン操縦に係る体験会」を開催する。

(2) 業務概要

- ア 業務名 ドローン操縦に係る体験会開催委託業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和9年1月29日(金)まで

(3) 業務内容

ア 業務の概要

沿岸広域振興局管内でドローンを活用した農業支援サービスに関心を持っている者を対象に、ドローン操縦に係る体験会を開催すること。

イ 実施時期

令和8年8～10月頃

※ 県と協議・調整を図りながら、実施すること。

ウ 会場

大槌町内

※ 会場の選定にあたっては、事前に県と調整すること。

エ 開催内容

ドローン操作に係る体験会は、以下の内容で実施する。

(ア) 地域の農業に係るセミナー

県が管内の農業概要の説明を行う。

(イ) ドローン操作体験

運営上、安全が確保できる人数で開催すること。また、参加者がドローン操作により事故を起こさないように配慮するとともに、ドローンの理解を深め、関心を得られる内容とし、十分な時間を確保すること。

(ウ) 農薬散布用ドローンの展示及び解説

農薬散布用ドローンを展示し、機体の説明及び留意点等の解説を行うこと。

オ ドローン操作に係る体験会の企画・運営及び参加者の取りまとめ

(ア) ドローン操作に係る体験会実施に向けた企画・運営を行うこと。

(イ) 県が参加者を取りまとめた後、出席と連絡調整等を行い、参加者の人数を把握すること。

(ウ) 開催に必要な会場、機材・ツール等を手配すること。なお、会場は雨天の場合も踏まえて設定すること。

(エ) ドローンの利用にあたり必要な関係法令の許認可手続きを行うこと。

カ 参加者等への周知及び調整

県と協力し、Web及びSNS等を活用して「ドローン操作に係る体験会」を周知すること。

キ 当日の進行管理等

(ア) 体験会当日の企画・運営を行うこと。

(イ) 当日の運営マニュアルを作成すること。

(ウ) 作成した体験会運営マニュアル・進行台本等のデータを提供すること。

(エ) 体験会実施当日に進行を行うとともに、参加者が安全に、そしてスムーズにドローン操作に係る体験等ができるよう、参加者等に適切な誘導等を行うこと。

ク 操作マニュアルの作成

(7) 参加者等向けのサポート

- ・ 操作マニュアル等を作成すること。
- ・ 参加者等に対して、ドローンの操作方法等について教授すること。

(イ) 管理者（県）等向けのサポート

- ・ 指導者向け操作マニュアル等を作成すること。
- ・ 管理者（県）等に対して、事前説明会等を開催し、ドローンの操作方法等について教授すること。
- ・ 当日、体験会会場で問題なく利用可能な状態のドローンを準備すること。

ケ アンケートの取りまとめ

- (7) 当日の参加者に対してアンケートを実施すること。
- (イ) アンケートは県と協議し作成すること。

(4) 成果品等

下記資料について、提出すること。なお、納品に当たっては、書面及び電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint、又はPDFの形式）で提出すること。

ア 業務報告書

本業務の実施経過、結果等を整理した資料を作成し、提出すること。なお、下記の内容を含むものとする。

- (7) ドローン操作に係る体験会開催概要
- (イ) PR の状況（Web 及び SNS 等の周知実績）
- (ウ) 本事業の制作物一式の状況が分かる資料
- (エ) アンケート結果

イ 経費支出内訳書

(5) 留意事項

- ア 参加者の目標数は、ドローンを操作する上で安全が確保できる人数になるよう考慮すること。
- イ 参加者等を広く募集するため、県や関係機関と連携し協力すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。
- イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。